

群馬県後期高齢者医療広域連合郵便入札執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、郵送による入札(以下「郵便入札」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名通知)

第2条 郵便入札の方法により入札を行う場合は、群馬県後期高齢者医療広域連合契約規則に規定する指名通知書に、当該規定に基づく事項のほかに、次に掲げる事項を併せて記載するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の送付先
- (3) 入札書の到達期限
- (4) 開札の日時
- (5) 開札の場所
- (6) その他必要と認める事項

(入札に係る費用の負担)

第3条 郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(入札書の提出方法)

第4条 郵便入札の参加者は、入札書を、第2条第3号の到達期限までに到達するよう一般書留、簡易書留、特定記録郵便又はレターパックで郵送しなければならない。

2 前項の規定により入札書を送付する場合は、二重封筒を用いることとし、内封筒に入札書を封入し、入札参加者の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名並びに件名を記載し、封かんした上で郵送用の外封筒により「群馬県後期高齢者医療広域連合総務課」あてに送付するものとする。

3 到達した入札書は、撤回、書換え又は引換えをすることができない。

(入札の辞退)

第5条 指名を受けた者は入札を辞退することができるものとする。この場合において、入札辞退届の提出を求めるものとする。

(入札回数)

第6条 郵便入札に付した場合の入札回数は、1回とする。

(入札書の無効)

第7条 群馬県後期高齢者医療広域連合契約規則に規定するもののほか、入札書が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

(1) 第2条第3号の到達期限までに到達しなかったとき。

(2) 第4条に規定する提出方法によらずに送付されたとき。

2 前項の規定により無効とされた入札書は、返却しないものとする。

(開札への立会い)

第8条 郵便入札の参加者のうち希望する者があるときは、開札に立ち会うことができる。ただし、代表者以外の代理人が立会いに参加する場合は、委任状を開札日に提出しなければならない。

2 入札執行者は、入札事務に関与しない職員を1人以上立ち合わせなければならない。

(開札)

第9条 開札は、指名通知書に記載した開札日時に行うものとする。

2 開札の結果、落札すべき価格について同一価格の入札が2以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。この場合において、当該入札者が開札立合人となっていない場合は、第8条第2項の職員が当該入札者に代わってくじをひくものとする。

(落札者への通知等)

第10条 落札者を決定したときは、速やかにその旨を当該落札者に通知するものとする。

(異議の申し立て)

第11条 入札参加者は、この要領、関係法令等に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書等が送達期限までに到達しなかった場合についても同様とする。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月20日から施行する。